

## 第二次滋賀県廃棄物処理計画の達成状況

## 1. 県の施策の主な実績

基本方針	施策の主な実績
(1)(意識改革) 生活様式を省資源・循環型に転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境にやさしい買い物キャンペーンの実施(18～21年度:108店舗)</li> <li>滋賀グリーン購入ネットワークの活動支援(21年度:加盟452団体)</li> <li>県機関における環境対応製品の購入(21年度:購入率99%)</li> </ul>
(2)(排出抑制) 発生抑制、再使用による廃棄物の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭や地域での生ごみ資源化取組事例集の作成(19年度)</li> <li>ごみ有料化導入マニュアルの作成(19年度)</li> <li>環境にやさしい買い物キャンペーン(18～21年度:108店舗)</li> </ul>
(3)(資源循環) 資源循環を支える仕組みと基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5期分別収集計画の策定(19年度)</li> <li>市町資源化処理施設の整備(18～21年度:4施設)</li> <li>リサイクル製品の認定(21年度:177製品)</li> </ul>
(4)(適正処理) 適正処理を支える基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーンセンター滋賀の開業(20年度)</li> <li>県産業廃棄物適正処理推進要綱の制定(20年度)</li> <li>下水道、浄化槽等の整備(20年度:污水处理施設整備率97.4%)</li> </ul>
(5)(地域づくり) 廃棄物についてのルールやマナーが守られる美しい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>県庁・環境総合事務所の合同パトロールの実施(21年度:138回)</li> <li>地域パトロール隊の活動(21年度:325名)</li> <li>淡海エコフォスターの活動(21年度:エコフォスター団体数499)</li> </ul>
(6)(情報共有化と研究推進) 資源循環を支える情報の共有化と研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物資源化情報サイトの開設(20年度)</li> <li>産業廃棄物減量化技術研究開発補助金の交付(18～21年度:5)</li> </ul>

## 2. 一般廃棄物について

## (1) 数値目標

目標項目	目標値 平成22年度	実績値			進捗状況	
		平成18年度 (始期)	平成19年度	平成20年度		
総排出量	万t	47	47.6	46.5	44.6	達成
1人1日あたりのごみの排出量	g/人・日	900	948	922	880	達成
総資源化量	万t	12	9.7	9.8	9.4	未達成
再生利用率(リサイクル率)	%	26	19.2	19.9	19.8	未達成
最終処分量	万t	5	6.7	6.1	5.6	未達成
単純処理された量	万t	21	36.7	32.4	31.6	未達成

旧定義で設定；総排出量(旧定義) = 計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量  
 1人1日あたりのごみの排出量 = 総排出量(旧定義) ÷ 人口 ÷ 年日数

## (2) 達成状況の総括

各市町において、ごみ処理の有料化が実施される等3Rを充実する取組が進められた結果、「総排出量」と「1人1日あたりのごみの排出量」は目標を達成し、また、「最終処分量」も目標値に近づいている。なお、平成20年度については、景気の低迷による消費の減少の影響も受けているものと考えられる。今後も、大幅な消費の増加やごみの排出量の増加は予測されないものの、最終処分量の削減に関しては取組をさらに進める必要がある。

一方、資源化に関する指標は、これまで各市町において容器包装の分別収集の取り組みが強化されることなどによって上昇してきたが、近年は、これらの取り組みが一段落し、上昇から横ばいに転じている。このため、「総資源化量」と「再生利用率(リサイクル率)」目標の達成は難しい状況にある。さらに、ごみの排出量が減少するなかで、資源化に関する指標が大きく増加する余地は少なくなりつつあるが、分別収集品目の追加や体制の充実、分別の徹底等によってさらに改善に向けた取り組みを進めていく必要がある。

「単純処理された量」は、焼却施設の更新時の廃熱利用設備の導入による、サーマルリサイクルが進むことによって、減少することを見込んでいたが、これらの施設の更新等が遅れているため、計画期間内の目標の達成は難しい状況にある。ただし、今後、施設整備計画が進捗すれば、指標の改善が進むことが見込まれる。

2. 産業廃棄物について  
 (1) 数値目標

目標項目		目標値 平成22年度	実績値			進捗状況
			平成18年度 (始期)	平成19年度	平成20年度	
総排出量	万t	403	403.8	404.3	389.1	達成
発生量	万t	233	235	234	226	達成
再生利用量	万t	200	184.0	184.9	179.1	未達成
再生利用率	%	50	45.6	45.7	46.0	未達成
資源化されない量	万t	20	24	25	24	未達成
最終処分量	万t	13	10.3	10.3	11.2	達成

(2) 達成状況の総括

事業者においてゼロエミッション等の減量化の取組が進められ、「総排出量」、「発生量」および「最終処分量」は削減が進み、目標値を達成した。これには、石油価格の上昇などの社会情勢の変化によって廃棄物の代替燃料化などの資源化が進捗したことも大きく影響している。さらに、平成20年度については、景気の低迷による生産の減少等の影響も受けていると推測される。  
 但し、経済団体では現状の制度下での減量取組は限界に達していると総括しており、今後の取組の推進にあたってはこのような状況を十分に勘案する必要がある。

資源化に関する指標は、ゼロエミッション等の取組に呼応して上昇してきたが、これらの取組が一定のレベルに達し、「再生利用量」、「再生利用率」および「資源化されない量」は近年横ばいで推移し、目標の達成は難しい状況にある。すなわち、コンクリートがらや廃プラスチック類など比較的容易な品目から再生利用が進捗し、結果的に再生利用が困難な廃アルカリや汚泥などが取り残されている。これら品目の再生利用には高度な処理を要するため、それに伴う環境負荷とのバランスも考慮する必要があり、今後は、資源化に関する指標の見直しも視野に入れる時期にきている。

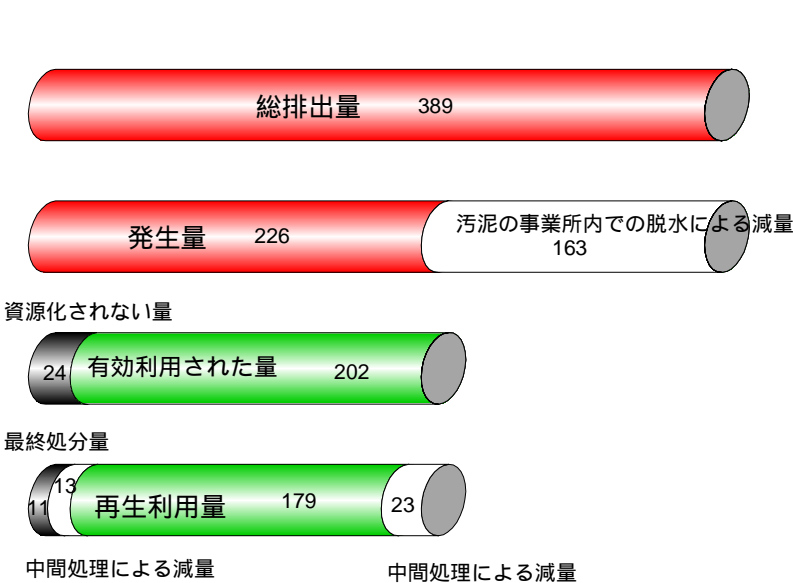


図1 目標設定概念図 (値はH20値 (万t))

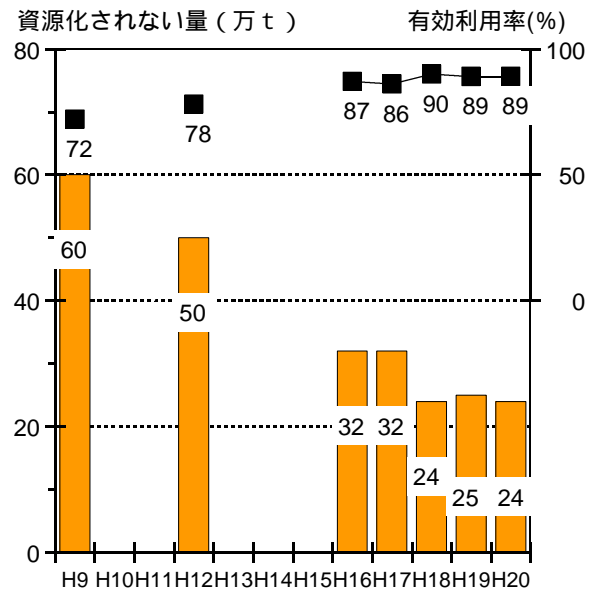


図2 資源化されない量の推移

(参考)

図1のとおり、産業廃棄物の総排出量は排出後に汚泥の脱水により約6割に減量され（発生量）、その後、有効利用された量、再生利用量（再生利用率 / × 100%）と、資源化されない量、最終処分量に別れる。

汚泥の脱水については廃棄物としての資源化はないことから、総排出量に占める汚泥の発生割合が高いほど再生利用率の限界は小さくなる。（滋賀県の排出量に占める汚泥の割合は53%（H19）と、国の同割合44%よりも多い地域となっている。）

図2のとおり、の量は平成18年度以降下げ止まり、実質的な資源化率でもある有効利用率（ / × 100%）では90%に達し、横ばいで推移している。